

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、平成 21(2009)年 10 月から「介護職員処遇改善交付金」として始まり、平成 24(2012)年度から「介護職員処遇改善加算」となり、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。また、令和元(2019)年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当会におきましては、その時点においては、介護職以外の職種との賃金バランスを考え加算申請は行いませんでした。しかし、加算算定における要件等の変更もあり、介護職員が主ではありますが更に処遇改善が可能になることから、本年(令和 3 年 4 月)から加算の申請を行いました。

当該加算を算定するにあたり、

A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、令和 3 年度は 6 つの区分から 3 つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ 1 つ以上の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること(令和 3 年度は算定要件としない)

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、① 2020 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

介護職員等特定処遇改善加算

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上 やキャリアア ップに向けた 支援	<ul style="list-style-type: none">●働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。●上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	<ul style="list-style-type: none">○当会の教育訓練規程により、資格取得の受験費用の助成を行っている。また、実務者研修受講の為の勤務シフトの考慮等を行うことや、喀痰吸引の実習可能施設であり研修を受けやすい環境を整えている。○人事考課制度により半期毎の目標設定を上司と行い、四半期毎に進捗状況も含めたフォロー面談を行っている。

<p>腰痛を含む 心身の健康管理</p>	<p>●介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</p> <p>●短時間勤務労働者等も受診可能健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p>	<p>○介護職員の身体の負担軽減の為の入浴装置は既に導入しており、今年度以降にリフト等の追加導入予定。</p> <p>○以前より、正職員以外のパート職員に対しても健康診断は行っており、腰痛やストレスに関しては、上司面談において確認及び相談を受けている。</p>
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<p>●タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p> <p>●5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備</p>	<p>○センサー等の導入は以前から行っており、当会の令和3年度からの三カ年計画において、インカム等のICT化を進める。</p> <p>○「安全衛生管理計画」において、作業環境パトロールとして「5S活動」を展開している。</p>